

日本脳卒中学会学術集会での発表や論文投稿における倫理指針

一般社団法人日本脳卒中学会（以下、本学会）では、2017年2月28日一部改正の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に則した学会運営を行うことが重要と考えております。

つきましては、会員諸氏におかれましては、学術集会ならびに論文投稿の際には以下の研究倫理規定を念頭に研究等を遂行されるようお願いいたします。

尚、この指針は2019年の学術集会から適応されることといたします。

1. 人を対象とした医学系研究の場合は、倫理審査、患者同意の取り方などについて新医学系指針に則り、十分に配慮してください。研究責任者は自身の研究が下記のどれに該当しているかを確認し、必要な対応をしてください。（注1）

- 1) 症例報告／既に作成されている匿名加工情報や非識別加工情報を扱った研究／論文や公開されたデータベース、ガイドラインの解析研究／培養細胞のみを扱った研究／法令に基づく研究で、原則、倫理審査は不要。
- 2) 前向き／後ろ向きの観察研究で、倫理審査に基づく所属施設の承認を得ている。
- 3) 介入研究で、倫理審査に基づく所属施設の承認が必要かつ公開データベースへの登録が済んでいる。
- 4) その他の研究で、倫理審査に基づく所属施設の承認を得ている。
- 5) 遺伝子治療やヒト幹細胞を用いた再生医療の臨床研究で、国の承認を得ている。

なお、侵襲または介入ありの研究や前向き研究においては、必要に応じ各施設倫理委員会（または中央審査機関）の承認番号や公開データベース登録番号の記載が必要です。

2. 人から取得された試料やカルテなどからの要配慮個人情報を扱う場合、原則、何らかの形で患者の同意が必要となります。

- 例）・症例報告での口頭による同意取得とカルテへ記録
・過去のケースシリーズ解析研究でのHP掲載によるオプトアウトなどの施行
・侵襲を伴う研究の場合は文書による同意

3. 本学会では、患者プライバシー保護に関する指針を作成しておりますので遵守ください（注2）。

注1：日本脳卒中学会 「日本脳卒中学会学術集会よび論文投稿における研究倫理チェックリスト」：
日本脳卒中学会ホームページ参照

注2：日本脳卒中学会 「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における
患者プライバシー保護に関する指針」：日本脳卒中学会ホームページ参照

(2017年12月18日理事会承認)